

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金募集要項

1 趣旨、目的

高齢化の進展とともに、単身高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者がさらに増加していくことが見込まれているなか、これまでの介護事業所等によるサービスに加え、地域において住民が主体的に行う支え合い活動の必要性が高くなっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で行う高齢者に対する生活支援活動及び移動支援並びに居場所づくりの立ち上げ又は運営に要する経費の一部を助成します。

2 補助対象団体

住民主体の非営利団体で次のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 町内会、自治会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 任意のボランティア団体
- (4) NPO法人
- (5) 上記(1)～(4)のほか、市長が適当と認める団体（※担当課への事前相談が必要）

3 応募者の資格

- (1) 活動の拠点が山形市内にあること。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。
- (3) 団体の規則、会則、定款等において、その組織及び運営に関する事項が定められ代表者が明確であること。
- (4) 暴力団等との関係を有しない団体であること。

4 補助対象事業

補助対象事業は、地域住民が広く利用できる事業とし、対象者の範囲を特定の町内会やサークル仲間等に限定することなく、要支援者や事業対象者をはじめとする高齢者等を受け入れて支援できる事業とします。具体的には以下の表のとおりです。

(表1)

種類	内容
生活支援 (訪問型サービスB)	調理、居室等の掃除、買い物代行、雪かき、ごみ出し、草取り、配食、灯油入れ、家具の移動等の生活支援
移動支援 (訪問型サービスD)	(1) 通院、買い物及び公的手続など、在宅生活を継続するために必要な行為を目的とする送迎前後の付き添い支援 (2) 住民主体の通いの場や通所型サービスB（以下「居場所」という。）への送迎（当該居場所の運営主体以外の運営主体が送迎を行う場合に限る。）
居場所づくり (通所型サービスB)	住民同士が定期的に集まって交流することで、楽しく社会参加ができたり、見守りにつながったり、困ったときは助け合うなど、支え合いの関係を築くことを目的とする趣味活動、会食、お茶飲み、軽体操、レクリエーション、創作活動等

※移動支援（訪問型サービスD）の（1）について、送迎部分は補助の対象外となります。

5 補助の交付基準

補助金の交付を受けるためには、以下の(1)～(7)の基準を満たす必要があります。

- (1) 当該補助対象事業は、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービスB」「訪問型サービスD」「通所型サービスB」に該当するものであるため、介護保険法施行規則に定める遵守すべき事項を全て満たすこと。

①参加者の清潔保持・健康状態の管理

事業従事者（担い手）の清潔の保持や健康状態の管理を行ってください。

②参加者又は参加者であった者の秘密保持等

正当な理由なく、利用者やその家族の秘密を漏らしてはいけません。従事者でなくなった後も同様です。

③事故発生時の対応

活動中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者にかかる介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、救急車を呼ぶなど必要な措置を講じてください。必要に応じて、各団体に保険に加入してください。

④廃止・休止の届出と便宜の提供

事業を変更・中止・する場合

事前に長寿支援課まで連絡し、交付要綱に定める〔様式第4号〕または〔様式第5号〕を提出してください。

便宜の提供

サービスを廃止・休止したときは、当該サービスの利用者のうち引き続き同様のサービスの実施を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に実施されるよう、地域包括支援センター等との連絡調整を行ってください。

- (2) 日常的に連絡がとれる連絡責任者を選定していること。
- (3) 要支援者、事業対象者及び既存の参加者で要介護1以上になった者のうち、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づいて補助対象事業を利用する者が、1月当たり1名以上であること。
- (4) 利用対象者の居住範囲を特定の町内会やサークル会員等に限定することなく、複数町内会や地区全体を対象とすること。
- (5) 補助対象事業の実施日が1週当たり1日以上であること。
- (6) 補助対象事業に係る利用登録者の利用料金がある場合、規則等に規定していること。
- (7) 国、県、市又は山形市社会福祉協議会等の関係団体から、当該補助金と目的等を同じくする補助等を受けていないこと。

☆「事業対象者」とは

地域包括支援センター等が、65歳以上の希望者に対して、基本チェックリストを実施し、生活機能の低下がみられた者について認定を行います。事業対象者は、山形市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

☆「介護予防ケアマネジメント」とは

地域包括支援センター等が本人や家族と話し合っって課題を分析し、自立した日常生活を送れるよう支

援するための計画を作ります。その中で本人に必要なサービスの種類や回数を決定します。

6 補助対象経費

補助対象事業の立ち上げ又は運営に係る経費で、以下の表に掲げる経費とします。

(表2)

項 目	立ち上げ	運営
人件費	事業の立ち上げに係る人件費	事務局員（コーディネーター）に係る人件費、担い手への活動手当
謝金	講師への謝礼等	講師への謝礼等
旅費	講師の交通費、活動旅費等	講師の交通費、活動旅費等
消耗品費	事業の立ち上げに必要な事務用品等の購入費等	事業の運営に必要な事務用品等の購入費等
印刷製本費	チラシ等の印刷及び製本費	チラシ等の印刷及び製本費
光熱水費	事業の立ち上げに伴う光熱水費	事業の運営に伴う光熱水費
燃料費	事業の立ち上げに必要な燃料費	事業の運営に必要な燃料費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会議室等の借上げ料等	会議室等の借上げ料等
備品購入費	事業の立ち上げに必要な備品の購入費等	事業の運営に必要な備品の購入費等
その他経費	上記のほか事業の立ち上げに必要であると市長が認めた経費	上記のほか事業の運営に必要であると市長が認めた経費

【留意点】

- ・担い手への活動手当分の補助を申請する場合は、ボランティアという活動の性質から逸脱しない程度の金額を設定してください。
- ・この表における「燃料費」のうち、自動車のガソリン代については、表1 移動支援の（2）居場所への送迎を行う場合を対象とし、ガソリン代の額は1キロメートルにつき37円とします。
- ・補助金により購入した5万円以上の機械等は、市の許可なく譲渡、交換等することはできません。

7 補助金額及び支払方法

(1) 補助金額

補助対象経費のうち、実際に支出した額とし、以下に定める額を限度とします。

(表3) 立ち上げに係る補助額

補助対象事業の実施日数 (1週当たり)	1日以上2日未満	10万円
	2日以上	20万円

(表4) 生活支援(訪問B)の運営に係る補助額

[生活支援]		対象者実利用者数(1月当たり)		
		2人未満	2人以上5人未満	5人以上
延べ利用者数 (1月当たり)	21人未満	10万円 ①	13万円 ②	19万円 ③
	21人以上41人未満	12万円 ④	18万円 ⑤	30万円 ⑥
	41人以上	14万円 ⑦	23万円 ⑧	40万円 ⑨
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)		5万円を限度として加算する		

* 補助額算出例

週1回活動する生活支援(通所B)活動を令和5年度に立ち上げ、10月から3月までの6か月間活動し、期間中の対象者実利用人数を足した合計が23人、延べ利用者数が118人である場合。

・立ち上げ補助：10万円	} 区分②：13万円×6/12月 (立ち上げ年による月割り) →6.5万円
・対象者：23÷6=3.83…→3.8(人)→「2人以上5人未満」	
・延べ利用者数：118÷6=19.66…→19.7(人)→「21人未満」	



合計 **16.5万円**まで申請可

(表5) 移動支援(訪問D)の運営に係る補助額

[移動支援]	10万円
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)	5万円を限度として加算する

(表6) 居場所づくり(通所B)の運営に係る補助額

[居場所づくり]		対象者実利用者数(1月当たり)		
		2人未満	2人以上5人未満	5人以上
実施日数 (1月当たり)	4日以上8日未満	3万円 ①	6万円 ②	12万円 ③
	8日以上12日未満	6万円 ④	10万円 ⑤	18万円 ⑥
	12日以上	12万円 ⑦	18万円 ⑧	30万円 ⑨
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)		5万円を限度として加算する		
送迎加算 (移動支援に係る補助金の交付決定者を除く)		10万円を限度として加算する		

* 補助額算出例

居場所づくり(通所B)の活動を令和4年度に立ち上げ、令和5年度は7月から3月までの9か月間活動し、期間中の対象者実利用人数を足した合計が12人、実施日数が75日である場合。

<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 : $12 \div 9 = 1.33 \dots \rightarrow 1.3$ (人) → 「2人未満」 ・実施日数 : $75 \div 9 = 8.33 \dots \rightarrow 8.3$ (日) → 「8日以上12日未満」 ・事業定着加算 : <u>5万円</u> 	}	区分④ : <u>6万円</u>
--	---	------------------



合計 **11万円**まで申請可

【補助額の算定に係る留意点】

- ・立ち上げ補助と運営補助の両方の補助を受ける場合、運営補助の額は、補助対象事業の実施月数の月割りにより計算した額を限度とします。
- ・表4及び表6における「対象者」とは、要支援者、事業対象者及び既存の参加者で要介護1以上になった者のうち、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づいて補助対象事業を利用する者を指します。
- ・一つの団体が複数箇所で居場所づくり活動を実施する場合、各地区に1箇所まで、各居場所について補助を申請することができます。この場合でも、交付申請は1団体1申請で構いません。
- ・前年度に立ち上げた事業は、事業定着のための費用として5万円まで加算することができます。
- ・居場所づくりを行っている団体が利用者の送迎を行う場合は、表6の居場所づくりにおける補助額に最大で10万円まで加算することができます。「送迎を行う」とは、「①ドライバーの確保や安全保持等の体制を整えた上で、②利用者に対して送迎の実施について周知し、③利用者の希望に応じて送迎を実施すること」とし、全利用者の送迎をしなければならないものではありません。ただし、居場所づくり実施日の半分以上で送迎が実施されることを目安とします。
- ・生活支援及び居場所づくりについては、交付申請と実績報告の際に、補助額区分(①～⑨のいずれか)を収支予算(決算)書にご記入ください。

(2) 支払方法

基本的に確定払いですが、状況に応じて概算払いすることも可能です。いずれの場合も、補助金は団体の口座へのお振込みによりお受け取りいただきます。

8 審査等

申請受付後、応募資格や活動内容等の審査を行い、補助金を交付する団体及び金額を決定します。審査に当たって、募集要項「5」の補助の交付基準に該当していること、活動の目的が適当であること、事業の実効性、収支計画が適切か、次年度以降の継続的な活動が見込まれるか等に重点をおきます。また、必要に応じて活動内容について実地確認を行います。

9 申請受付期間及び提出書類

(1) 提出期限

令和5年11月30日（木）まで

(2) 提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書（様式第1号）
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 団体等の規則または会則（法人にあつては定款）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

10 実績報告

(1) 実績報告期限

令和6年4月15日（月）まで

※実績報告の対象期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 提出書類

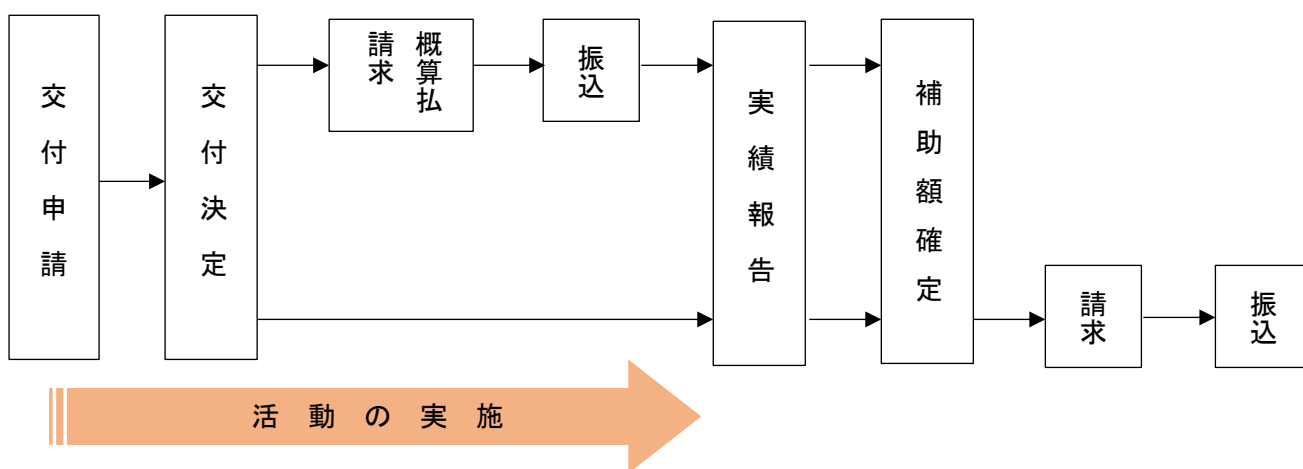
- ① 実績報告書
- ② 事業報告書（様式第1号）
- ③ 収支決算書（様式第2号）
- ④ 利用者の名簿及び利用人数等記録（運営補助の場合のみ）
- ⑤ 役員及び事業従事者（担い手）の名簿
- ⑥ 補助対象事業の実施状況の写真、資料等
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

11 その他の要件等

- (1) 提出書類の様式は、できるだけデータでの作成をお願いします。
- (2) この補助金以外の補助等を受ける場合は、あらかじめご相談ください。
- (3) 概算払いを希望される団体は、申請時にご相談ください。
- (4) 補助事業の内容等は市ホームページ等で情報を公開します。

- (5) 補助事業の内容を変更・中止・廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。
- (6) 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の終了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (7) 次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
 - ① 年度の途中で団体を解散したとき。
 - ② 補助金交付後1年を経過する前に補助対象事業を行わなくなったとき。
- (8) 高齢者支援等に係る基礎的な知識等を持ち、円滑かつ安全な活動を実施していただくため、本市が実施する「生活支援の担い手養成研修」や、市社会福祉協議会のボランティアセンター等が実施する各種研修をぜひご活用ください。

1 2 補助事業の流れ



【問合せ先】山形市福祉推進部 長寿支援課 地域包括支援係
電話 023-641-1212 (内線 564、565)